

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年4月9日

横浜市契約事務受任者
横浜市環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

氷取沢市民の森及び1緑地緊急応急措置工事

令和元年の台風15号及び19号により、氷取沢市民の森および関ヶ谷市民の森において、倒木・幹折れ・法面崩落・土砂の流出等の被害が発生しました。利用者の安全を図るため緊急工事による被害復旧を実施しました。

2 履行(納品)場所

磯子区氷取沢町556ほか1か所(氷取沢市民の森、関ヶ谷市民の森)

3 契約日

令和元年9月20日

4 履行日又は履行期間

令和2年3月31日

5 契約金額

¥9,394,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社 ワールドグリーンメンテナンス

代表取締役 山田 裕之

横浜市磯子区田中二丁目16番5号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

台風15号及び19号により発生した倒木・幹折れ・法面崩落・土砂の流出等の被害の復旧を行い、利用者の安全を早急に図る必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の公園緑地等につきましては、地震・風水害・土砂災害その他災害時、または災害のおそれがある場合、緊急巡回および緊急措置に対して迅速な対応が可能となるよう、「横浜市防災計画」に基づき、市内造園業者で組織する「一般社団法人 横浜市造園協会」と標記の協定（平成 16 年 8 月 27 日締結、平成 28 年 4 月 1 日更新）を締結しています。

今回の主たる対応箇所である氷取沢市民の森が磯子区であることから、横浜市造園協会の磯子区班と調整の結果、契約の相手方を「株式会社 ワールドグリーンメンテナンス」としました。

9 所管課

環境創造局南部公園緑地事務所